

## 新潟県地域の移動手段確保支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、地域の実情に応じた移動手段の確保・充実に向けて実施する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域  
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」で指定する地域をいう。
- (2) 超小型モビリティ  
自動車よりコンパクトで小回りが利いた、1人～2人乗り程度の車両をいう。
- (3) グリーンスローモビリティ  
低速で公道を走る電動車、並びにそれを活用した移動サービスの総称をいう。
- (4) 公共交通  
鉄道・バス・タクシーに加えて、自家用有償旅客運送・オンデマンド交通・シェアサイクル・カーシェア・超小型モビリティ・グリーンスローモビリティ・自動運転による交通サービスなどの不特定多数の人々が利用する交通機関をいう。

### (補助金の交付対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率、補助対象者及び事業期間は、別表のとおりとする。なお、知事は、交付決定前にすでに実施されている事業であっても補助対象とすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### (交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。
- (6) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。
- (7) 補助事業により取得した資産を当該取得の日から次に掲げる期間内に譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することなく、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。
  - ア 車両 5年
  - イ その他 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数
- (8) 補助事業により取得した資産を前号の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ知事等の承認を受けること。

#### (交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### **(補助金の交付の決定)**

第6条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、別記第2号様式による補助金の交付決定通知書をもって、交付対象者にその旨を通知する。

#### **(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)**

第7条 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### **(交付決定額の変更)**

第8条 第6条の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、別記第3号様式による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された変更交付申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、別記第4号様式による変更交付決定通知書をもって、交付対象者にその旨を通知する。

#### **(事業の中止又は廃止の承認申請)**

第9条 第4条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### **(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)**

第10条 第4条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第6号様式による事業遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

#### **(申請の取下げ)**

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

#### **(実績報告書)**

第12条 補助対象経費及び補助対象事業に係る収入の額が確定した場合は、そ

の確定後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の次年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第7号様式の実績報告書に当該金額を確認できる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### **(補助金の額の確定)**

第13条 知事は前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式による額の確定通知書をもって、交付対象者にその旨を通知する。

#### **(概算払の請求)**

第14条 補助対象市町村等は、県から補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による補助金概算払請求書を知事等に提出しなければならない。

#### **(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

第15条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

#### **(その他)**

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和6年5月26日から施行する。

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

【別表】（第3条関係）

（1）事業準備支援

補助対象者及び 事業期間	補助事業及び補助対象経費	補助率	上限額
補助対象者 ・市町村又は市 町村と連携し た民間事業者 等（※1）  事業期間 ・1年間	地域の実情に応じた移動手段の確保・充実の検討のために実施する調査・計画策定等に必要な経費。 （先進地視察費用、調査委託・取組計画策定に係る経費、専門家派遣に係る経費、住民等との打ち合わせに係る経費等）	1 / 2 以内 （千円未満 切捨て）	2,500 千円

(2) 事業実施支援

補助対象者及び事業期間	補助事業及び補助対象経費	補助率	上限額
補助対象者 ・市町村又は市町村と連携した民間事業者等(※1)  事業期間 ・原則1年間(※2)	地域の実情に応じた移動手段の確保・充実に向けて、 ・既存の路線バスからの転換 ・既存の路線バスの最適化、再編 ・待合環境整備や利便性向上等、新たに実施する事業について必要な経費。 (車両購入・車両等関連施設整備に要する経費、デマンド、キャッシュレス、バスロケーション等システム導入に要する経費、バス等の待合環境整備に要する経費、バス・乗合タクシー等の実証運行に要する経費、公共交通マップ・総合時刻表等の作成に要する経費、公共交通・乗継情報等の提供に要する経費、割引運賃設定・企画切符発行等に要する経費(割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない)等)	1 / 2 以内 ただし、過疎地域等を含む取組は 2 / 3 以内 (千円未満切捨て)	5,000 千円
	上記のうち、ICTを活用する次のいずれか2つ以上の項目に該当する事業 ① 複数交通モードが連携した事業(鉄道×バスの取組等) ② 公共交通と他分野のサービスが連携した事業(交通×福祉の取組等) ③ 交通資源のフル活用に係る事業(バスのドライバー・車両以外を活用する取組等)		

※1 法人格を有する社団・財団・NPO等の団体や公企業その他、協議会又は複数の主体で構成する任意団体を含む。協議会又は複数の主体で構成する任意団体は、定款や規約等の組織や活動の概要の分かる書類を提出すること。

※2 1年間には実証に向けた準備期間を除く。また、1年間の実証運行結果を踏まえ、運行内容の改善、利便性の向上等、課題解決を図った上で、実証が継続される場合は、同一地域の同一運行であっても、さらに1年間の実証運行について、補助申請することができる。